

寝たままでも入浴できます

訪問入浴サービスを開始

『心のかよう市民福祉』をめぐし、市は、新たな老人福祉対策事業として、5月から訪問入浴サービスを開始します。

訪問入浴サービスは、自宅で寝たきりのお年寄りや身体障害者を対象に、入浴を希望する人の家庭を訪問して自宅に入浴サービスを行うものです。家庭を訪問するのは特別に訓練を受けた4人1組のホームヘルパーです。入浴は、訪問した家庭で持参した簡易担架浴槽を組立て、入浴作業



市は、これまで特別養護老人ホーム恵光苑に委託して入浴サービスを行って来ましたが、恵光苑まで通うことが困難な人は入浴サービスが受けられませんでした。

した。
新しい訪問入浴サービスは自宅に入浴出来るので、きつとたくさんの人に喜んでいただけると思います。

◎対象者と申込み方法

在宅の寝たきり老人及び身体障害者で、恵光苑に通うことが困難な人。

◎利用料金 無料

ただし、入浴に必要な湯・シャンプー等は利用者で用意して下さい。

◎入浴日・回数

毎週、火曜日から金曜日の週1回が原則です。

◎申込みと詳細問い合わせ先

福祉事務所社会係

☎内線 113

し尿くみ取り手数料が変わります!

3月定例市議会で、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部が改正されました。

これにより、5月1日から「し尿くみ取り手数料」が次のとおり改定されます。

- ・90リットルまで 1,025円
(改定前 1,000円)
- ・90リットルを超えるときは、
18リットル当り 205円
(改定前 195円)

なお、ホースの使用延長料金については改定はありません。

身体障害者の軽自動車税を減免

身体障害者や精神薄弱者が所有する軽自動車等、一定の要件に該当すれば、軽自動車税が減免されます。

減免には申請が必要ですから、4月23日までに税務課市民税係で申請手続きをしてください。

◆申請手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・軽自動車税の納入通知書
- ・印鑑・運転免許証

◆新しく車を購入したり名義変更をした場合も、減免申請が必要です。

詳細問い合わせ先

税務課市民税係

☎内線 121

検認は済んでいますか

——もう一度国保の保険証の確認を——

4月1日以降は、有効期限を延長する検認印が押してない国民健康保険被保険者証は使用できません。

検認印のない国民健康保険被保険者証は、病院などに持って行っても無資格者として取扱われて、支払は全額自己負担になります。

まだ、検認を済ましていない人は、至急、市民課国民健康保険係で手続をしてください。

国民健康保険被保険者証			
氏名	住所	生年月日	性別
山田 太郎	山口県長門市 〇〇〇〇	〇〇〇〇	男
保険料納付済月数	350113	長門市	3期
TEL	1023721	2-311	
交付年月日	昭和63.3	検認年月日	
検認印	[Red Seal]		

確認を!



年次有給休暇制度を改善

労働基準法の一部改正

最終回

年次有給休暇の最低日数が、6日から10日に引き上げられます。1年間勤務した場合10日、次年度以降は1日ずつ加算されて、最高20日ということになります。ただし規模が300人以下の事業所については、猶余措置があります。最低付与日数は、昭和66年3月31日までは6日、昭和69年3月31日までは8日とされています。これは、中小企業の実態を考えたものです。

このほか、労使協定によって、計画的に年次有給休暇を

- 規模が300人以下の事業所の付与日数 (昭和66年3月31日まで)

継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
年次有給休暇付与日数	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日